

資料 2

動物愛護ボランティア登録制度について

1 動物愛護ボランティア登録制度導入の背景

これまで福島県は、動物愛護関連事業のうち、行政の活動の行き届かない部分について、「動物愛護推進ボランティア」と連携しながら事業を実施してきたが、当該ボランティアの活動領域は犬猫の適正飼養普及啓発（小学校への獣医師派遣事業、飼い犬のしつけ方教室）に限られていた。県の課題である犬猫の殺処分数削減や地域猫活動の普及啓発等の解決にあたっては、これ以外の領域で活動するボランティアとの連携もまた必要不可欠であることから、令和7年度より、既存の制度に代わり、5種類の動物愛護ボランティア登録制度を新たに設け、運用を開始している。

2 動物愛護ボランティアの区分及び活動内容

(1) 一時預かりボランティア

動物愛護センター及び同支所（以下「センター等」と言う。）で収容している犬及び猫のうち、授乳、馴致又は疾病の治療が必要な犬猫を一時的に預かり、譲渡が可能となる状態にまで飼育する。

(2) 地域猫活動支援ボランティア

センター等が支援する地域猫活動において、猫の捕獲、搬送、管理、及び活動の広報等に係る助言や協力を行う。

(3) 適正飼養普及啓発ボランティア

県が実施する動物愛護週間事業、災害対策啓発事業、及び適正飼養普及啓発事業（飼い犬のしつけ方教室、小学校への獣医師派遣事業等）への協力をう。

(4) 第三者譲渡ボランティア

犬猫の新たな飼い主探しを非営利の活動とし、第三者に譲渡する目的で、センター等から、犬猫を譲り受ける。

(5) 終生飼養ボランティア

自ら終生飼養する目的で、センター等から、譲渡不適合となった犬猫を譲り受ける。

3 進捗

センター等の窓口や動物愛護週間事業の催し等において、ポスターやチラシを用い当該制度の周知を図っている。

各区分の登録者数（団体含む）は以下のとおり（令和7年10月31日現在）。

	一時預かり	地域猫活動支援	適正飼養普及啓発	第三者譲渡	終生飼養
登録者数	4	1	4	8	0

4 課題

運用開始から約半年の制度であり、その内容が県民へ十分に浸透しているとは言えないとため、周知には一層力を入れる必要がある。また、当該ボランティア活動は、犬猫の命に関して責任を伴うものもあることから、センター等は、各ボランティアの資質向上のため養成講習等を通じて、適切な連携体制の構築に努める必要がある。